

暑い夏はプールが活躍の場

ガラスハウス <http://www.g-h.cc/> ☎27-7140



- 期間 年中開業（9月30日(日)までは午前10時～午後9時。7、8月は無休。9月は火曜定休）
- 施設 屋内外遊泳プール（流水）、ワイルドリバー、幼児用プール、ジャグジー、90mウォータースライダー
- 料金 大人1,200円、学生1,000円（学生証が必要）、小中学生600円（ただし午後5時～9時は高校生以上900円、小中学生450円）※団体、障害者、高齢者は別途価格

勝北総合スポーツ公園プール ☎36-5800



- 期間 7月14日(土)～8月31日(金)午前10時～午後5時（期間中無休）
- 施設 流水100m・幼児用プール、ロックスライダー、スパイラルスライダー
- 料金 300円（0歳児は無料）

加茂町スポーツセンタープール ☎42-3358



- 期間 6月1日(金)～9月30日(日)（月曜定休）、午前9時～正午、午後1時～午後8時30分
- 施設 屋内25m・幼児用プール
- 料金 市民 大人110円、高校生50円、中学生以下は無料、市外の人 大人210円、小学生～高校生110円、幼児50円

久米総合文化運動公園市民プールレインボー ☎57-2311



- 期間 屋内 年中開業（月曜定休）午前10時～午後8時30分（日曜・祝日は午後5時30分まで）
屋外 8月31日(金)までで午前10時～午後5時
- 施設 屋内 25m・幼児用プール、屋外 流水プール、ウォータースライダー
- 料金 高校生以上600円、中学生以下・65歳以上500円（8月31日(木)まで。以降は100円安）

新しい学び舎で子どもたちの夢膨らむ

○一宮小学校増築校舎完成

児童数の増加により、教室が不足していた一宮小学校の増築が完了しました。新設校舎は鉄筋コンクリート造りの3階建てで普通教室のほか多目的スペースやパソコンルーム、理科室などの特別教室も設けられています。6月10日には、関係者による増築記念事業がとり行われました。

建築のため、昨年度はプレハブ教室で授業を強いられてきた子どもたち。新しい学び舎の完成に胸を躍らせています。



問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口） ☎32-2071、または各支所市民生活課

Q & A

国民健康保険高齢受給者証

Q 70歳になる誕生日に白いカードが届き、病院で国保の保険証といっしょに使っています。有効期限が今年7月31日となっているのですが、それ以降はどうなるのでしょうか？

A 白いカードの上部に「国民健康保険高齢受給者証」と印刷してあることをご確認ください。中央あたりに書かれている「一部負担金の割合」は、今年7月までの割合です。8月以降の負担割合は、平成18年中の所得によって再判定し、7月中に新しいカードを送付します。

8月以降に1割負担の同受給者証をお持ちの人は平成20年4月1日から2割負担に変わりますのでご注意ください。

老人保健法医療受給者証

Q 現在80歳なのですが、保険証と「老人保健法医療受給者証」を併せて使っています。この受給者証には期限が書かれていませんが、ずっと使えるのでしょうか？

A 所得の増減があつて判定で負担割合が変更になるまで使えます。

上記の高齢受給者証と同じ時期に所得の再判定を行います。その結果、**負担割合が変更になる人だけに新しい受給者証を送付します**。8月以降、病院に掛かるときには、新しい受給者証を使い、古いものはお返しください。受給者証が届かなかった人は、負担割合の変更がありませんので、引き続き同じものが使えます。

平成20年4月からは、75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が始まります。4月以降は、広域連合から交付される保険証をお使いください。現在の「老人保健法医療受給者証」は使えなくなります。

国民健康保険（70歳以上）の、病院へ掛かった時の負担割合が、平成20年4月1日から変わります。これまで1割と3割の負担割合が2割または3割になります。

国民健康保険（70歳以上）負担割合の見直し

国民健康保険高齢受給者証の負担割合が1割の人の場合、負担割合欄には「2割（平成20年3月31日までは1割）」といった記載がされます。

平成20年3月31日までは、これまでどおり「1割」または「3割」の負担割合で病院にかかることができます。



70歳からの医療制度

国民健康保険証の個人カード化

現在、お使いの国民健康保険証の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証は9月中旬にお送りする予定です。

今回の更新から、保険証を個人カードへ切り替えます。これまでは、世帯で1枚の保険証でしたが、世帯の人それぞれに1枚ずつ保険証が発行されます。

配達記録郵便の試行(1/5)

保険証を安全で確実に届けるために、配達記録郵便での送付を試行します。

希望される世帯は、次のとおり申し込んでください。

申込期間 8月1日(水)～31日(金)の執務時間内

方法 窓口または電話

必要なもの 保険証

※保険料の未納がある世帯については、希望に沿えない場合があります